

不燃化特区による新制度のご案内

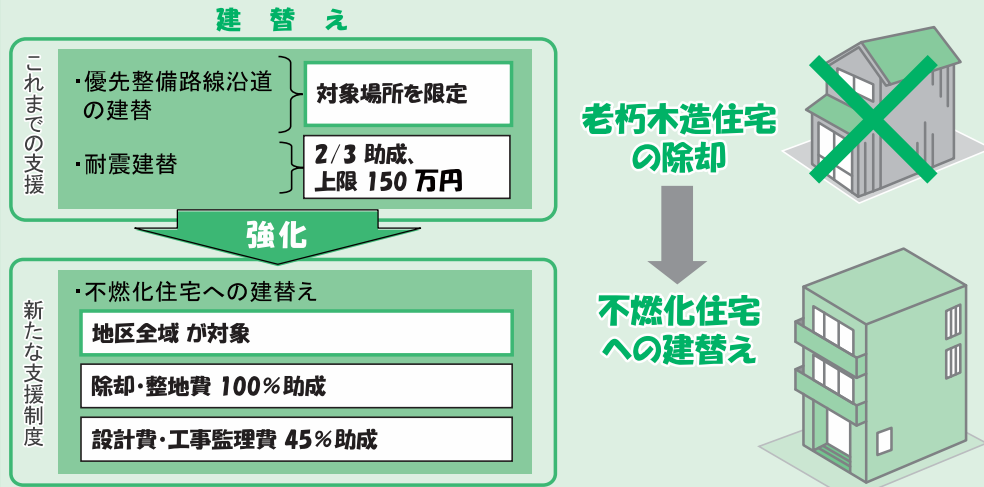
支援期間：平成26年4月1日～平成33年3月31日

荒川区は災害に強いまちづくりを目指し、これまで共同建替えや優先整備路線沿道の建替え、老朽空家住宅の除却等に対する助成を行ってきました。

このたび、東京都の不燃化10年プロジェクトの不燃化特区内の取組みとして「燃えないまちづくり」を更に強力に推進するため、老朽木造建築物の除却や不燃化住宅への建替えに対する新しい支援制度ができました。荒川五・六丁目地区では、平成26年度よりご利用いただける予定です。

【不燃化特区指定後の支援内容】 **地区内全域で老朽木造住宅の建替えを支援します！**

戸建て建替えの際の 除却工事費 と 設計費・工事監理費 の支援



支援の対象となる主な条件：

- 老朽木造住宅の除却：主要構造部が木造（耐火建築物及び準耐火建築物を除く）で、築15年以上経過した戸建て住宅
- 不燃化住宅への建替え：耐火建築物又は準耐火建築物である戸建て住宅

申請者：

- （以下のいずれも該当する者）
- 老朽木造住宅の所有者
 - 不燃化住宅の建築主かつ所有者
 - 中小企業以外の企業者でないもの
 - 住民税等を滞納していないこと

不燃化特区に指定されると、建替えの助成以外にも様々な支援を受けることができます。

支援内容の詳細については、防災街づくり係までお問い合わせください。



荒川五・六丁目地区のまちづくりに関するお問い合わせは

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課 防災街づくり係（区役所北庁舎2階⑩窓口） 藤井・大沼
電話：3802-3111（内線2828） FAX：3802-4104

あら、かわいいまちづくり新聞

発行：荒川五・六丁目防災まちづくりの会
編集：荒川区防災都市づくり部防災まちづくり推進課
（協力：株式会社地域計画連合）

題字
前森世副会長

通巻第59号 平成26年3月

荒川五・六丁目地区の防災まちづくり

本地区では、平成19年4月に「荒川五・六丁目防災まちづくりの会」を発足し、防災まちづくりに取り組んでいます。

今年度は、協議会の開催や「防災・減災まちづくりフォーラム」への参加、防災体験学習施設「本所防災館」見学ツアー等を行いました。

今後も、「安全で安心して住み続けられる災害に強いまち」の実現に向けてまちづくりを進めていきますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

『本所防災館』見学ツアーを実施しました！

10月17日（火）に「本所防災館」見学ツアーを実施し、15名の方が参加されました。当日は、さまざまな見学・体験をとおして、災害についての知識や対策方法を学びました。



地震体験

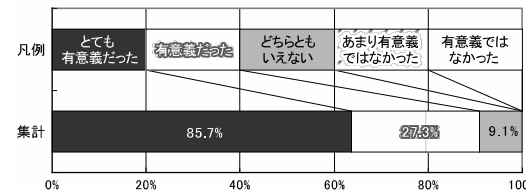


暴風雨体験



都市型水害体験

●防災施設での体験について（回答者数=12名）



参加された方の声

- 数多くの体験とお話を伺って参考になった
- 日頃よりの備え、心がまえの必要を感じた
- 繰り返しの訓練が必要なので今後とも機会があったら参加したい
- 学んだことを町会で活かしたい



『本所防災館』の詳細については、<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-hjbskan/>

防災・減災まちづくりフォーラムを開催しました！

いざというときに備えて

～今自分たちができることは何か？を改めて考える～



講演：東京大学生産技術研究所 准教授
加藤 孝明(かとう たかあき)氏

◆日時：11月23日(祝) 午後1時～4時
◆会場：アクロスあらかわ 1階ホール

コーディネーター：東京大学生産技術研究所 特任研究員 小田切 利栄

パネリスト：町屋二・三・四丁目地区防災まちづくりの会、荒川区

今回のフォーラムでは、荒川区の防災まちづくりの取り組みについてご紹介したほか、東京大学加藤孝明准教授の講演や区内の防災まちづくりの会の方と区職員によるパネルディスカッションを行い、地域で取り組む防災について考えるきっかけとなりました。

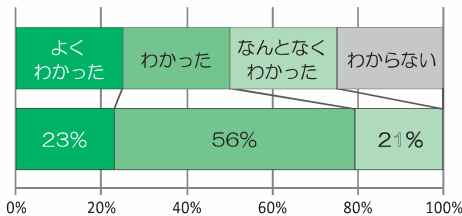


フォーラムアンケート結果

参加された方の感想は以下のとおりです！

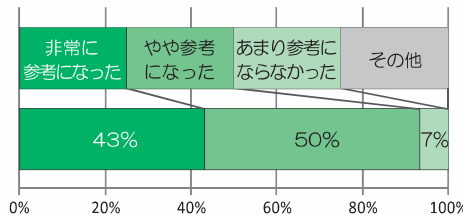
①荒川区の施策の説明について

(回答者数=39名)



②基調講演とパネルディスカッションについて

(回答者数=30名)



《良かった点・感想など》

- 防災だけに留まらず、他の取り組みと併せたまちづくりの考え方に共鳴した。
- 日本の実状にあった木造住宅の見直しは大切だと思う。

《今後の課題》

- 区内では借地関係が多く土地の権利関係が複雑であるため、実情にあった対策が必要。
- まずは「自助」の意識を人々が持ち、そこから「共助」になっていくのでは。これまでの組織だけではなく、横のつながりを持った組織づくりができないか。

建替えや耐震診断・改修をお考えの方へ

本地区では密集住宅市街地整備促進事業(密集事業)を導入して、防災性の向上と居住環境の改善を目的とした道路・公園等の整備や不燃建築物への建替え支援を進めています。建替え(対象道路沿道のみ)や耐震診断・改修をお考えの方は、以下の連絡先までご相談ください！

【荒川五・六丁目地区 密集事業整備実績図】(平成26年1月末現在)



▼道路整備

主要生活道路	65.63m
うち今年度整備(整備延長)	6.47m / 111.30m
細街路	508.10m
うち今年度整備(整備延長)	36.98m / 887.11m

▼建替え支援

個別建替え(※1)	15件
共同建替え(※2)	4件

- ※1 一人の地権者が単一の敷地で行う建替え。(建替え後の建物は共同住宅)
- ※2 お隣同士など、複数の地権者が敷地を共同利用してひとつの建物を建てる建替え。

▼広場等整備

児童公園・広場	3件
グリーンスポット	3件

凡例

- 優先整備路線(延焼遮断帯形成事業対象路線) I
- 児童遊園・広場
- 既存児童遊園・広場
- 事業地区(荒川五・六丁目地区) II

I 優先整備路線沿道での建替え支援

下記に関する費用の2/3が助成されます。
(ただし、上限があります)

- 既存建物の除却費・整地費
- 建物の設計費・工事管理費
- 共同部分等の整備に必要な費用
- 耐火及び準耐火建築物の外壁・屋根等の整備にかかる費用

《お問合せ先》

防災街づくり推進課 防災街づくり係
電話：3802-3111(内線2828)
FAX：3802-4104

II 木造・非木造建物耐震化推進事業

大地震による倒壊等の恐れがある建物について、耐震性の向上を推進し、もって、大規模地震による倒壊等から区民の生命と財産を守ることを目的としています。

当事業を活用する際は、「耐震診断支援事業」により耐震化が必要かどうかの診断を受けてください。

《お問合せ先》

防災街づくり推進課 用地・耐震化係
電話：3802-3111(内線2826)
FAX：3802-4104